



熊本県公報

第 1 2 5 3 6 号
平成 28 年 7 月 15 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県土地利用基本計画の変更…………… (地域振興課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 3
- 熊本都市計画地区計画の決定(菊陽町決定)…………… (都市計画課) 3
- 熊本都市計画地区計画の決定(菊陽町決定)…………… (//) 3
- 熊本都市計画地区計画の変更(菊陽町決定)…………… (//) 3
- 百貫港県有地(要江地区)売却に伴う一般競争入札…………… (港湾課) 3
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定の変更に係る指針案の縦覧…………… (自然保護課) 4
- 基本測量の実施…………… (監理課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 5
- 平成 28 年度熊本県登録販売者試験の実施…………… (薬務衛生課) 5

登 載 依 頼

- 熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 6
- 熊本県市町村職員共済組合の平成 27 年度決算・(熊本県市町村職員共済組合) 6
- 平成 28 年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に係る落札者の決定…………… (教育政策課) 7
- 熊本県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 8
- 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 10
- 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… (//) 10

正 誤

- 平成 27 年 4 月 17 日熊本県告示第 4 1 6 号(長洲都市計画道路の変更(熊本県決定))中…………… (都市計画課) 11

告 示

熊本県告示第 6 8 9 号

熊本県土地利用基本計画(昭和 50 年熊本県告示第 5 3 7 号)の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 9 2 号)第 9 条第 1 4 項において準用する同条第 1 3 項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

平成 28 年 7 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県土地利用基本計画の変更の要旨

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
合志農業地域	合志市	6 5 ヘクタールの縮小	市街化区域編入に伴い農業振興地域の区域から除外
菊池森林地域	菊池市	2 ヘクタールの縮小	林地開発により現況が森林ではなくなり、地域森林計画対象民有林から除外
大津森林地域	大津町	3 4 ヘクタールの縮小	同上
小国森林地域	小国町	2 ヘクタールの縮小	同上
甲佐森林地域	甲佐町	1 ヘクタールの縮小	同上
山都森林地域	山都町	2 ヘクタールの縮小	同上
錦森林地域	錦町	3 ヘクタールの縮小	同上
錦森林地域	錦町	2 ヘクタールの縮小	同上

あさぎり森林地域	あさぎり町	3ヘクタールの縮小	同上
----------	-------	-----------	----

2 変更に係る熊本県土地利用基本計画の閲覧場所
 熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課（県庁行政棟本館6階）
 郵便番号862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号

熊本県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年7月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市平山字金山 263番1地先から 同所 145番地先まで	前	5.9 ～ 10.2	68.4	防交 安 （交 通 安 全）
			後	8.1 ～ 12.0		

2 区域を変更する期日 平成28年7月15日

熊本県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年7月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	草千里浜 栃木線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 4673番7地先から 同所 4661番1地先まで	前	9.5 ～ 33.4	380.0	熊本地 震によ る迂回 路設置
			後	8.0 ～ 54.0		

2 区域を変更する期日 平成28年7月15日

熊本県告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年7月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	草千里浜 栃木線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 4673番7地先から 同所 4661番1地先まで	380.0	

2 供用を開始する期日 平成28年7月15日

公 告

熊本県公告第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字大津字北楽善133番、同134番の一部、同135番2及び里道の一部
2,041.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字大津132番地
有限会社日野環境

熊本県公告第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字南沖3792番92、同3792番94及び同3792番96
2,599.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2022番地2
有限会社辻不動産

熊本県公告第464号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により菊陽町から熊本都市計画地区計画（北新山地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により菊陽町から熊本都市計画地区計画（風穴地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により菊陽町から熊本都市計画地区計画（南方上地区計画）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第467号

県有財産を次のとおり売却する。
平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在 熊本市西区西松尾町字要江4410番25及び26
地目 宅地
地積 191.54平方メートル（公簿及び実測）
最低売却価格 3,045,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部河川港湾局港湾課
- 4 入札期日及び場所
平成28年8月10日 午前9時30分
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館11階1101会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
 - (1) 提出方法 持参又は郵送による。
 - (2) 提出期限 平成28年7月28日（木）午後5時（郵送の場合は提出期限までに必着）
 - (3) 提出先 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部河川港湾局港湾課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成28年8月24日（水）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 支払方法
売買代金の支払いは原則として一括納付とし、契約保証金を充当する。
- 11 その他
 - (1) 売買代金納付期限 契約の日から起算して30日を経過した日
 - (2) 契約締結場所 別途指定する。
 - (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
 - (4) 問合せ先
熊本県土木部河川港湾局港湾課（電話096-333-2515）

熊本県公告第468号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を変更するので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、この公告の日から平成28年7月28日の間、熊本県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課及び阿蘇地域振興局農林部林務課において、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。この指針の案については、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、当該期間中、知事に意見書を提出することができ、その提出先は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特別保護地区の名称
北向山特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
北向山特別保護地区の指定の変更に係る指針案のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間
平成18年11月1日から平成29年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
北向山特別保護地区の指定の変更に係る指針案のとおり

熊本県公告第469号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（応急復旧対策基図作成）	平成28年7月22日から 平成29年3月31日まで	熊本市、阿蘇市、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町

熊本県公告第470号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
千代農産株式会社	宇土市松山町	宇土市上網田町字片平2533番ほか9筆

2 認可年月日

平成28年7月8日

熊本県公告第471号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定による登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の期日及び場所

(1) 期日

平成28年12月18日（日）

(2) 場所

熊本大学黒髪北キャンパス 熊本市中央区黒髪二丁目40番1号

2 試験時間、試験項目及び問題数

試験時間、試験項目及び問題数は、次のとおりとする。

試験時間	試験項目	問題数
午前10時30分から午後0時30分まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
	人体の働きと医薬品	20問
	医薬品の適正使用と安全対策	20問
午後2時から午後4時まで	主な医薬品とその作用	40問
	薬事に関する法規と制度	20問

3 受験手続等

(1) 受験申請書等の請求

受験申請書等は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び熊本県保健所で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。

なお、郵便により受験申請書等を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験申請書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分の切手を貼った角形2号封筒（1部請求の場合））を同封の上請求する。

(2) 受験申請書等の提出期間

平成28年8月29日（月）から同年9月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成28年9月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受験申請書等の提出先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は最寄りの熊本県保健所

(4) 提出書類

受験申請に当たって提出する書類は、次のとおりとする。

ア 登録販売者試験受験申請書

イ 写真台帳

ウ 写真（提出前6か月以内に撮影した、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度の大きさのものとし、上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、写真台帳に貼付すること。）

(5) 受験手数料

- 13,000円
- (6) 受験票の送付
受験申請書等の受付後、平成28年11月初旬に受験者宛てに送付する。
- 4 合格発表
平成28年1月26日(木)午前10時に熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格者宛てに合格通知書を郵送する。
- 5 問合せ先
- (1) 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2242
- (2) 最寄りの熊本県保健所

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第7号

熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する公営企業管理規程
熊本県有料駐車場管理規程(昭和55年熊本県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。
第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とし、第9条を第5条とし、第9条の2を第6条とする。
第10条第1項前段中「供用」を「利用」に改め、「許可若しくは承認を取消し、契約を解除し、又は」を「許可を取消し、」に改め、「若しくは」を「又は」に改め、同項第2号中「第9条」を「第5条」に改め、同項第3号中「第9条の2項第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「第4条及び第4条の2の利用を受け付けた者に対して、利用を制限し、その受け付けを取り消し、若しくは契約を解除することができる」を「駐車場の利用を制限することができる」に改め、同条を第7条とする。
第11条を第8条とし、第12条から第14条までを3条ずつ繰り上げる。
別記第1号様式から第9号様式までを削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

熊本縣市町村職員共済組合公告

熊本縣市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成27年度決算の要旨を公告する。
平成28年7月15日

熊本縣市町村職員共済組合
理事長 田 嶋 章 二

損益計算書の要旨											(単位:千円)	
経理区分	短期	長期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	預託金管理	経過的長期預託金管理	業 務	保 健	貸 付	物 資	
収	負 担 金		10,121,188	7,664,954	452,997	16,075		220,434	192,637			
	短期負担金	6,571,570										
	介護負担金	484,412										
	組合員保険料		5,212,720									
	掛 金		5,185,034		452,992				185,637			
	短期掛金	6,227,473										
	介護掛金	484,335										
	短期任意継続掛金	170,177										
	介護任意継続掛金	17,309										
	組合員貸付金利息									100,961		
	受託商品手数料										45,494	
	連合会からの交付金	972,842						71,287		441		
	利息及び配当金					37,299	33,275	138	99	200	9,758	
	短期利息及び短期配当金	379										
	介護利息	12										
入	その他収入	11,093						70	6		13,315	
	他経理から繰入							40,750				
	前年度繰越支払準備金	1,052,146										
	前期損益修正益	0										
	計	15,991,749	15,306,221	12,877,674	905,989	16,075	37,299	33,275	332,679	378,378	101,602	
支	給 付 金	6,822,131										
	役員員給与							141,506	18,490	14,903	19,585	
	厚生費							260	337,024	20	30	
	特定健康診査等費								15,393			
	旅費・事務費							17,297	4,485	4,402	3,077	
	委託費							4,782	3,161	315	162	
	貸借料							16,739	3,954	3,472	5,063	
	普及費							6,075	266	2,041	648	
	負担金							25,649	3,616	3,017	7,510	
	負担金払込金		10,121,188	7,664,954	452,997	16,075						
	保険料払込金			5,212,720								
	掛金払込金		5,185,034		452,992							
	貸倒引当金繰入										7,502	
	支払利息					37,299	33,275			60,960	5,429	
	老人保健拠出金	74										
	退職者給付拠出金	229,565										
	前期高齢者納付金	3,531,119										
	後期高齢者支援金	2,374,382										
	介護納付金	984,659										
	連合会分担金								5,319			
出	事務費負担金払込金							98,015				
	連合会払込金	161,464								5,917		
	連合会拠出金	537,082										
	連合会返還金	64,988										
	貸付債権保全金											
	他経理へ繰入	40,750									181	
	その他支出	10,490						3,752	124	136	7,683	
	次年度繰越支払準備金	1,054,522										
	前期損益修正損	140										
	固定資産除却損											
	計	15,811,366	15,306,221	12,877,674	905,989	16,075	37,299	33,275	314,075	391,832	95,364	
	差引当期利益金 又は当期損失金(△)								18,603	△13,454	6,238	
	差引当期前期利益金 又は当期前期損失金(△)	179,996									11,878	
	差引当期介護利益金 又は当期介護損失金(△)	387										

貸借対照表の要旨												
資	流動資産	2,005,543	574	80	0	0	174,356	189,676	611,979	395,796	305,155	458,953
産	固定資産						3,358,627	3,046,582	17,058		3,453,462	
産	産 合 計	2,005,543	574	80	0	0	3,532,983	3,236,258	629,037	395,796	3,758,617	458,953
負	流動負債	666,873	574	80	0	0			1,995	48,701	1,229	84,543
債	固定負債	1,054,522					3,532,983	3,236,258	187,616	33,352	2,541,676	240,142
債	負債合計	1,721,396	574	80	0	0	3,532,983	3,236,258	189,611	82,053	2,542,906	324,686
純	利益剰余金(欠損金)	284,148							439,426	313,743	1,215,711	134,267
資	純資産合計	284,148							439,426	313,743	1,215,711	134,267
産	負債・純資産合計	2,005,543	574	80	0	0	3,532,983	3,236,258	629,037	395,796	3,758,617	458,953

(注)それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。
 長期、預託金管理(4月～9月)、厚生年金保険、退職等年金、経過的長期、経過的長期預託金管理(10月～3月)

熊本県教育委員会公告第16号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年7月15日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
 平成28年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務

- FT E : 4, 7 5 0
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年6月7日
- 4 落札者の名称及び住所
富士ゼロックス熊本株式会社
熊本市東区尾ノ上1-6-1
- 5 落札金額
43,605,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,230,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年4月26日

熊本県公営企業管理規程第8号

熊本県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成28年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する公営企業管理規程
熊本県企業局職員被服貸与規程(昭和29年熊本県電気事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「熊本県企業局職員被服」の次に「類」を加える。

第1条中「この規程は、熊本県企業局に勤務する職員に対する被服」の次に「類」を加える。

第2条の見出し中「被貸与者の範囲」の次に「、被服類の種類及び使用期間」を加え、同条第2項中「被服」の次に「類」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項を次のように改める。

企業局に勤務する職員(次に掲げる職員を除く。次項において「常勤職員」という。)は、非常災害時等における業務を行う際に必要な被服類の貸与を受けることができるものとし、当該貸与に係る被服類の品名、数量及び使用期間は、それぞれ別表第1左欄及び右欄に掲げるとおりとする。

(1) 臨時に雇用されている者で、勤続期間が6月に満たない者

(2) 常時勤務に服さない者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)

(3) 休職者及び休養指定者

第2条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に定めるもののほか、常勤職員のうち、別表第2及び別表第3の左欄に掲げる職員は、その業務を行う際に必要な被服類の貸与を受けることができるものとし、当該貸与に係る被服類の品名、数量及び使用期間は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、被服類の数量を増減し、又は使用期間を適宜伸縮することがある。

第3条を削る。

第4条第1項中「被服」の次に「類」を加え、同条第2項中「被服」の次に「類」を加え、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「被服の」を削り、「着用」の次に「の義務等」を加え、同条第2項中「被服」の次に「類」を加え、「みだりに」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項を次のように改める。

第2条第1項の規定により被服類の貸与を受けた者は、非常災害時等においては、その勤務時間中、知事が定めるところにより、当該貸与を受けた被服類を着用しなければならない。

第5条第1項の次に次の1項を加え、同条を第4条とする。

2 第2条第2項の規定により被服類の貸与を受けた者は、執務時間中当該貸与を受けた被服類を着用しなければならない。ただし、前項の場合は、この限りでない。

第6条第1項中「被服」の次に「類」を加え、同条第2項中「被服」の次に「類」を加え、同条を第5条とする。

第7条の表以外の部分中「被服」の次に「類」を、「着用期間は、」の次に「原則として」を加え、「左」を「次の」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「被服」の次に「類」を加え、同条第2項中「被服」の次に「類」を加え、「10」を「9」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「被服」の次に「類」を加え、同条第2項中「管理者」を「知事」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出し中「貸与」を「使用」に改め、同条第1項中「別表第1」の次に「右欄、」を加え、「及び」を削り、「別表第2」の次に「右欄及び別表第3右欄」を加え、「貸与期間」を「使用期間」に、「を経過した」を「が満了し、着用しなくなった」

に、「当該貸与」を「当該被服類の着用」に、「払い下げる」を「支給する」に改め、同条第 2 項中「貸与期間」を「使用期間」に改め、「被服」の次に「類」を加え、同条を第 9 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(規格等)

第 10 条 第 2 条第 1 項の規定により貸与する被服類の型、生地色等の規格については、熊本県職員被服類貸与規程第 14 条第 1 項に定めるところによる。

2 第 2 条第 2 項の規定により貸与する被服類の型、生地色等の規格については、総務経営課長が定めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表第 1 (第 2 条第 1 項、第 9 関係)

貸与被服類		使用期間
品名	数量	
防災服 (上下)	1 着	4 年
防災服 (半袖シャツ)	2 着	4 年
帽子	1 個	4 年
ベルト	1 本	4 年

別表第 1 中「(第 3 条、第 10 条関係)」を「(第 2 条第 2 項、第 9 条関係)」に改め、同表を別表第 2 とし、次のように改める。

被貸与者	貸与被服類		使用期間
	品名	数量	
所長	作業服 (上下)	1 着	1 年
	開きんシャツ	1 着	1 年
	作業帽	1 個	2 年
	作業靴	1 足	1 年
	防寒着	1 着	5 年
	ヘルメット	1 個	3 年
	ゴム長靴	1 足	5 年
	雨ガッパ	1 着	5 年
技術職員	作業服 (上下)	2 着	1 年
	開きんシャツ (半袖又は長袖から選択)	2 着	1 年
	作業帽	1 個	1 年
	作業靴	2 足	1 年
	防寒着	1 着	5 年
	ヘルメット	1 個	3 年
	ゴム長靴	1 足	5 年
	雨ガッパ	1 着	5 年

別表第 2 中「(第 3 条、第 10 条関係)」を「(第 2 条第 2 項、第 9 条関係)」に改め、同表を別表第 3 とし、次のように改める。

被貸与者	貸与被服類		使用期間
	品名	数量	
工務課の技術職員、総務経営課の補償及び財産管理担当職員	作業服 (上下)	1 着	2 年
	作業帽	1 個	2 年
	作業靴	1 足	2 年
	防寒着	1 着	5 年
	ゴム長靴	1 足	5 年
	雨ガッパ	1 着	5 年

別記第 1 号様式中「被服」の次に「類」を加える。

別記第 2 号様式中「被服」の次に「類」を加える。

別記第 3 号様式中「被服」の次に「類」を加える。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 15 日に施行し、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年7月15日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第9号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
別表熊本県立多良木高等学校の項を削り、同表熊本県立熊本商業高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立球磨中央高等学校	全日制	地域未来探究科 商業科 情報処理科
--------------	-----	-------------------

別表熊本県立球磨商業高等学校の項を削り、同表熊本県立芦北高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立南稜高等学校	全日制	普通科 総合農業科 食品科学科 生活経営科
------------	-----	-----------------------

別表中

熊本県立南稜高等学校	全日制	生産科学科 園芸科学科 環境工科学科 科学科 生活経営科 普通科
熊本県立天草拓心高等学校	全日制	普通科 商業科 生物生産科 食品科学 活科学科 海洋科学科

食品科

科 生

を

熊本県立天草拓心高等学校	全日制	普通科 商業科 生物生産科 食品科 活科学科 海洋科学科
--------------	-----	---------------------------------

学科 生

に改める。

附 則

- この規則は、平成28年8月1日から施行する。
- 改正前の別表に規定する熊本県立多良木高等学校全日制普通科、熊本県立球磨商業高等学校全日制総合ビジネス科、情報処理科及び国際教養科並びに熊本県立南稜高等学校全日制普通科、生産科学科、園芸科学科、環境工科学科、食品科学科及び生活経営科は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年7月15日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第10号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表県南学区の項中	八代高等学校
	八代清流高等学校
	水俣高等学校
	人吉高等学校
	人吉高等学校五木分校
	多良木高等学校
	天草高等学校
	天草高等学校倉岳校
	上天草高等学校
	天草拓心高等学校

を

八代高等学校
八代清流高等学校
水俣高等学校
人吉高等学校
人吉高等学校五木分校
球磨中央高等学校
天草高等学校
天草高等学校倉岳校
上天草高等学校
天草拓心高等学校

に改める。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正前の別表に規定する多良木高等学校の通学区域については、改正後の別表の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、存続するものとする。

正 誤

平成27年4月17日熊本県告示第416号（長洲都市計画道路の変更（熊本県決定））中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	40	長洲町大字長洲字新山、字上一丁目、字上二丁目、字上六丁目及び荒尾市大字牛水字下磯の各一部	長洲町大字長洲字新山、字上一丁目、字上二丁目及び字上六丁目の各一部